４１９の２　本人確認書類の種類および記録事項

○　記名国債証券に関する手続において用いる本人確認書類の種類は、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げるものとする。この場合、有効期限の定めのあるものについては有効期限内のもの、有効期限の定めのないものについては呈示を受けた日前６か月以内に作成・発行されたものまたは確認日現在で有効なものに限る。

＊　本人確認書類による本人確認方法は、各種の請求・届出の項を参照すること。

○　記名国債証券に関する手続において、本人確認書類の記録を要する場合における記録事項は、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げる区分に応じ、同表の「本人確認書類の記録事項」欄に掲げるものとする。

＊　記録事項の具体的な記録方法は、各種の請求・届出の項を参照すること。

<table>
<tr><th rowspan="2">本人確認書類の種類・名称</th><th colspan="4">本人確認書類の記録事項</th></tr>
<tr><th>書類番号
（注１）</th><th>発行番号等
（注２）</th><th>発行体の名称（注２）</th><th>発行年月日
（注２）</th></tr>
<tr><td colspan="5">＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。）</td></tr>
<tr><td>印鑑登録証明書</td><td>1</td><td>番号が付番されている場合には、その番号</td><td rowspan="14">発行体の名称が記載されている場合には、その名称</td><td rowspan="14">発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日</td></tr>
<tr><td>国民健康保険の被保険者証</td><td>2</td><td rowspan="4">「番号不可」の文言</td></tr>
<tr><td>健康保険の被保険者証</td><td>3</td></tr>
<tr><td>船員保険の被保険者証</td><td>4</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療の被保険者証</td><td>5</td></tr>
<tr><td>介護保険の被保険者証</td><td>6</td><td>番号が付番されている場合には、その番号</td></tr>
<tr><td>健康保険日雇特例被保険者手帳</td><td>7</td><td rowspan="6">「番号不可」の文言</td></tr>
<tr><td>国家公務員共済組合の組合員証</td><td>8</td></tr>
<tr><td>地方公務員共済組合の組合員証</td><td>9</td></tr>
<tr><td>私立学校教職員共済制度の加入者証</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>国民年金手帳（注３）</td><td>１１</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当証書</td><td>１２</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>特別児童扶養手当証書</td><td>１３</td></tr>
<tr><td>母子健康手帳</td><td>１４</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>身体障害者手帳</td><td>１５</td><td rowspan="12">番号が付番されている場合には、その番号</td><td rowspan="13"></td><td rowspan="13"></td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>１６</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>１７</td></tr>
<tr><td>戦傷病者手帳</td><td>１８</td></tr>
<tr><td>運転免許証</td><td>１９</td></tr>
<tr><td>運転経歴証明書</td><td>２０</td></tr>
<tr><td>在留カード</td><td>２１</td></tr>
<tr><td>特別永住者証明書</td><td>２２</td></tr>
<tr><td>外国人登録証明書</td><td>２３</td></tr>
<tr><td>旅券</td><td>２４</td></tr>
<tr><td>乗員手帳</td><td>２５</td></tr>
<tr><td>住民基本台帳カード</td><td>２６</td></tr>
<tr><td>個人番号カード</td><td>２７</td><td>「番号不可」の文言</td></tr>
<tr><td>生活保護受給証明書</td><td>２８</td><td rowspan="3">番号が付番されている場合には、その番号</td></tr>
<tr><td>裁判所・弁護士会・司法書士会が発行した証明書（職印証明書等）</td><td>２９</td></tr>
<tr><td>官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居および生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁により当該自然人の写真が貼られているもの</td><td>３０</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜法人＞（当該法人の名称、本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）</td></tr>
<tr><td>印鑑登録証明書</td><td>１００</td><td>番号が付番されている場合には、その番号</td><td>発行体の名称が記載されている場合には、その名称</td><td>発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日</td></tr>
</table>

（注１）書類番号に代えて、本人確認書類の名称を記載しても差し支えない。

（注２）発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、ブランクとする。
また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差し支えない。

（注３）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の国民年金法第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。

（参考）

代理人等にかかる本人確認の要否・方法

任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。以下４１９の２において同じ。）から、記名国債証券に関する支払や各種の請求・届出を受けた場合における本人確認の要否・方法をまとめると、次表のとおり。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区　分</td><td rowspan="3">任意代理
（単発）</td><td colspan="3">任意代理（継続）</td><td colspan="4">法定代理等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">裁（認）
定時選任
分</td><td colspan="2" rowspan="2">それ以外</td><td rowspan="2">裁（認）定時
選任分（注）</td><td colspan="3">それ以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">代理権のある場合</td><td colspan="2">代理権のない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">届出印廃止分以外の
記名国債証券</td><td>記名者</td><td>印影照合
（毎回）</td><td>不要＊1</td><td colspan="2">印影照合
（初回）＊2</td><td>不要＊1</td><td colspan="2">不要＊3</td><td colspan="2">印影照合
（毎回）</td></tr>
<tr><td>代理人等</td><td>不要＊4</td><td>印影照合
（毎回）</td><td>不要
（初回）＊4</td><td>印影照合
（２回目以
降＊5毎回）</td><td>印影照合
（毎回）</td><td>本人確認
書類
（初回）＊5</td><td>印影照合
（２回目以
降＊5毎回）</td><td>本人確認
書類
（初回）＊5</td><td>印影照合
（２回目以
降＊5毎回）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">届出印廃止分の
記名国債証券</td><td>記名者</td><td>本人確認
書類
（毎回）</td><td>不要＊1</td><td colspan="2">本人確認
書類
（初回）＊2</td><td>不要＊1</td><td colspan="2">不要＊3</td><td colspan="2">本人確認
書類
（毎回）</td></tr>
<tr><td>代理人等</td><td colspan="9">本人確認書類（毎回）</td></tr>
</table>

（注）裁（認）定時に選任される法定代理人等は、代理権のある者に限られる。

＊１　裁（認）定時に、印鑑票または氏名等届出書への代理人の氏名（法定代理人等の区分を含む。）・住所・印鑑（印鑑票のみ）の記載・押なつ等を行っていることから、記名者の本人確認が不要。

＊２　継続的な委任の場合には、初回時（委任状提出時）に記名者の本人確認、および印鑑票または氏名等届出書への任意代理人の氏名・住所・印鑑（印鑑票のみ）の記載・押なつ等を行っていることから、２回目以降は記名者の本人確認が不要。

＊３　登記事項証明書等により、代理権の確認ができることから、記名者の本人確認が不要。

＊４　委任状の提出を受けることをもって、その者が当該委任状の任意代理人であることの確認とする。

＊５　初回時（委任状や登記事項証明書等の提出時）に印鑑票への代理人の氏名・住所・印鑑の記載・押なつ等を行っていることから、２回目以降は代理人の印影照合により代理人等の本人確認を行う。